

# 東京あびら会規約

## (名称)

第1条 本会は、「東京あびら会」と称する。

## (組織)

第2条 本会は、東京都及びその近県に居住する者で、安平町出身者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

## (事務所)

第3条 本会の事務所は、安平町政策推進課（北海道勇払郡安平町早来大町95番地）に置く。

## (目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と福利増進を図りながら、安平町の発展に貢献することを目的とする。

## (事業)

第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 東京あびら会会報の発行及び機関紙の発行
- (3) 安平町の紹介及びPR
- (4) 安平町の特産物の紹介及び斡旋
- (5) 安平町出身学生に対する育英
- (6) 「北海道ふるさと会連合会」との連携
- (7) その他目的達成に必要な事業として、総会において決定した事業

## (役員)

第6条 本会を円滑に運営するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 副事務局長 若干名

## (任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長の意を受け本会業務の執行にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 監査は、経理を監査する。
- (6) 事務局長は、本会の事務一切を処理する。
- (7) 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の時はその職務を代行する。

(役員を選任)

第8条 本会の役員は、定期総会において選任する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び最高顧問)

第10条 本会に顧問及び最高顧問を置くことができる。

2 顧問及び最高顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

第11条 定期総会は毎年これを開催する。会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

2 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、監査、事務局長、副事務局長をもって構成し、会長が必要と認めた時に開催することができる。

3 会議は会長が招集し、その議長となる。

4 会議は出席会員又は、役員過半数をもって決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は個人会員年額1,000円(一口)、企業会員年額10,000円(一口)、サポーター会員年額1,000円(一口)とする。

3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 会計は、役員会の議決を経て定期総会に報告し、その承認を受けることを要する。また、事前に会計監査の監査を受けなければならない。

附 則

1 本規約は、定期総会の議決を経なければ変更できない。

2 安平町出身者で、東京都及びその近県に事務所を持ち、又は勤務する者は、入会することができる。

3 2以外の者でも、本会の趣旨に賛同する者は、役員会の承認を経れば入会することができる。

4 会員で会員らしくない行為があったと認められた時は、脱会することを原則とする。

5 本会は、常に安平町と連絡を密にし、相互に協力し合う。

6 設立時における役員任期は平成32年定期総会開催時までとする。

7 本規約は、平成30年11月22日より施行する。